

## 財政指標の検討の視点

### (論点)

現行制度では、フローの財政状況を表す実質収支の赤字のみを財政再建の基準としているが、早期是正及び再生のスキームを的確に機能させるためには、フロー指標だけでは捉えきれない将来負担に関するストック指標を追加するなど、指標の充実を図るべきではないか。

### (現在の財政指標)

#### 1 現在の再建法が用いている財政指標

＜財政規模に対する実質収支の大きさを示す指標＞

$$\text{実質収支（赤字）比率} = \frac{\text{実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）}}$$

- 実質収支が赤字 → 準用再建の申出が可能となる。
- 実質収支赤字比率が5%以上（都道府県）又は20%以上（市町村） → 準用再建を行わなければ公共施設等の整備のための地方債が発行できない。

〔注〕 5%・20%の考え方

財政再建の実績を基礎として、単年度に赤字解消に充てられる額を、都道府県は標準財政規模の2.5%、市町村は10%と推計したうえで、赤字解消に少なくとも3年以上を要する赤字額を抱える団体を対象としたもの。都道府県は、歳出の弾力性が低く、義務的経費に属さない経費の割合が市町村の約4分の1と推計された。

#### 2 その他、現在用いている財政指標

＜公債費相当額による財政負担の度合いを示す指標＞ 【地方財政法に根拠】

$$\text{① 実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金（繰上償還等除く）＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋基準財政需要額に算入された元利償還金等）}} \times 100 \quad \text{の3カ年平均}$$

$$\text{標準財政規模－基準財政需要額に算入された元利償還金等}$$

- 実質公債費比率が18%以上 → 起債のために許可が必要な団体となる。
- 実質公債費比率が25%以上 → 一定の地方債の起債が制限される。
- 実質公債費比率が35%以上 → さらに制限の度合いが高まる。

<財政構造の弾力性を判断するための指標>

$$\textcircled{2} \quad \text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

- 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源等）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたもの（経常経費充当一般財源）が占める割合を示しており、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

<財政力を表す指標>

$$\textcircled{3} \quad \text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の3カ年平均}$$

- 地方公共団体の財政力を表す指数で、この指数が高いほど、財源に余裕があると言える。税金等が豊かで普通交付税の交付を受けない不交付団体は、この指数が1を超えることとなる。

**(検討の視点)**

○ スtock指標の検討例

<財政規模に対する将来負担の大きさを表す指標>

$$\textcircled{1} \quad \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{標準財政規模}}$$

<財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標>

$$\textcircled{2} \quad \text{将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{(\text{経常一般財源等} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分}))}$$

<財政余力に対する将来負担の年度当たり返済見込額の大きさを表す指標>

$$\textcircled{3} \quad \text{単年度財政余力比率} = \frac{(\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}) \div \text{平均残存年数}}{(\text{経常一般財源等} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分}))}$$

②③の経常一般財源等＝経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債

(注)「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書 ―普通会計の将来的な財政負担に関する分析方法―」(平成17年3月)より抜粋

当該団体		一部事務 組合等	地方独立 行政法人	地方公社	第三セクター	
普通会計	公営事業 会計					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">           一般会計         </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">特別会計</p> <p style="text-align: center;">(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子寡婦福祉特別会計</li> <li>・公債管理特別会計</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業</li> <li>・病院事業</li> <li>・水道事業</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防事務組合</li> <li>・廃棄物処理事務組合</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立大学法人</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地開発公社</li> <li>・住宅供給公社</li> <li>・地方道路公社</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)シルバー人材センター</li> <li>・(株)観光物産センター</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>①資本金の1/2以上を出資している法人・資本金の1/2以上の債務を負担している法人 →・地方団体の長の調査等権限あり ・経営状況説明書類の議会への提出義務あり</p> <p>②資本金の1/4以上を出資している法人 →監査委員の監査権限あり</p> </div> </div>

# 実質収支（赤字）比率について

## 1. 実質収支（赤字）比率

$$\text{実質収支（赤字）比率} = \frac{\text{実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）}}$$

## 2. 実質収支の意義

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の逓次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。実質収支赤字には、決算年度のみならず、過去の赤字要素も含みうるが、当該団体は「収支均衡の原則」の下、できる限り速やかに赤字を解消することが求められる。

### ※ 収支均衡の原則

健全な財政運営のための原則のうち、「収支均衡の原則」は最も基本的な原則であり、予算・決算両面から強く要請されるものである。地方自治法第210条において、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」（総計予算主義）とされているが、歳入予算と歳出予算はそれぞれ独立では成り立たず、収入予定額と支出予定額が同額になるような予算の調製がなされなければならない。収支均衡予算が作成されれば、予算の財政統制機能が適切に確保されている前提の下、決算も収支均衡が図られるはずである。

## 3. 現行の再建法における水準の考え方

- ・ 実質収支が赤字 → 準用再建の申出が可能となる。
- ・ 実質収支（赤字）比率が5%以上（都道府県）又は20%以上（市町村）  
→ 準用再建を行わなければ公共施設等の整備のための地方債が発行できない。

### ※ 5%・20%の考え方

財政再建の実績を基礎として、単年度に赤字解消に充てられる額を、都道府県は標準財政規模の2.5%、市町村は10%と推計したうえで、赤字解消に少なくとも3年以上を要する赤字額を抱える団体を対象としたもの。都道府県は、歳出の弾力性が低く、義務的経費に属さない経費の割合が市町村の約4分の1と推計された。

## 4. 早期是正スキーム・再生スキームにおける取扱い（論点）

- ・ 現行の再建法でも使用している最も基本的な指標であり、引き続き活用すべきではないか。
- ・ 現行の再建法及び地方公営企業法の再建制度によって、実質収支等のフローの赤字が捉えられていない会計があるが、会計間の繰出し・繰入れを考慮すれば、どのように取扱うべきか。（資料2と関連）
- ・ 新制度で、自己責任による財政健全化を促す早期是正スキームが導入されることとの関係上、それでもなお是正されない場合の再生スキームの水準をどのように設定すればよいか。（資料3-2と関連）

## 5. 赤字団体の状況（普通会計）（平成17年度は速報ベース）

	平成17年度	平成16年度
都道府県	2 団体 <u>北海道</u> 、大阪府	1 団体 大阪府
市町村	24 団体 (北海道) 小樽市、 <u>夕張市</u> 、 <u>留萌市</u> (青森県) 黒石市、むつ市、深浦町、 <u>野辺地町</u> (京都府) <u>宮津市</u> 、 <u>大山崎町</u> 、 (大阪府) 守口市、泉佐野市、羽曳野市、 <u>四條畷市</u> (奈良県) 大和高田市、大和郡山市、 <u>桜井市</u> 、御所市、平群町、高取町、 <u>上牧町</u> (徳島県) 小松島市 (福岡県) 大牟田市 (熊本県) <u>人吉市</u> 、 <u>荒尾市</u>	24 団体 (北海道) 小樽市 (青森県) 黒石市、むつ市、深浦町、 <u>野辺地町</u> (福島県) <u>泉崎村</u> (京都府) <u>京都市</u> (大阪府) 守口市、泉佐野市、羽曳野市、 <u>四條畷市</u> (奈良県) 大和高田市、大和郡山市、 <u>桜井市</u> 、御所市、平群町、高取町、 <u>上牧町</u> (和歌山県) <u>和歌山市</u> (徳島県) 小松島市 (高知県) <u>いの町</u> (福岡県) 大牟田市 (熊本県) 荒尾市 (沖縄県) <u>伊良部町</u>
打切り決算によるもの		(北海道) <u>砂原町</u> (青森県) <u>青森市</u> 、 <u>浪岡町</u> (宮城県) <u>石巻市</u> 、 <u>一迫町</u> 、 <u>迫町</u> 、 <u>登米町</u> 、 <u>中田町</u> 、 <u>牡鹿町</u> (新潟県) <u>津川町</u> 、 <u>上川村</u> 、 <u>三川村</u> 、 <u>川西町</u> 、 <u>松代町</u> 、 <u>松之山町</u> 、 <u>妙高村</u> (富山県) <u>大沢野町</u> (長野県) <u>奈川村</u> 、 <u>梓川村</u> 、 <u>安曇村</u> (静岡県) <u>韮山町</u> (兵庫県) <u>波賀町</u> 、 <u>竹野町</u> 、 <u>日高町</u> 、 <u>出石町</u> 、 <u>朝来町</u> 、 <u>津名町</u> 、 <u>北淡町</u> 、 <u>一宮町</u> ・ <u>津名</u> (和歌山県) <u>田辺市</u> 、 <u>中津村</u> (愛媛県) <u>三崎町</u> (高知県) <u>中村市</u> 、 <u>西土佐村</u> (長崎県) <u>西彼町</u> 、 <u>大島町</u> 、 <u>崎戸町</u> 、 <u>大瀬戸町</u> 、 <u>吉井町</u> 、 <u>世知原町</u> (大分県) <u>竹田市</u> 、 <u>荻町</u> 、 <u>久住町</u> 、 <u>直入町</u> (鹿児島県) <u>東市来町</u> (沖縄県) <u>石川市</u> 、 <u>与那城町</u>
合計	26 団体（2 県、24 市町村）（打切り決算によるもの 0 団体）	25 団体（1 県、24 市町村）（他に打切り決算によるもの 47 団体）

（注1）17年度に新たに赤字となった団体には、17年度の欄において下線を付している。

（注2）16年度の赤字団体で17年度に黒字となった団体には、16年度の欄において下線を付している。

# 実質公債費比率について

## 1. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金 (繰上償還等を除く)} + \text{準元利償還金} - \left( \text{特定財源} + \text{基準財政需要額に算入された元利償還金等} \right)}{\text{標準財政規模 (標準税収入等 + 普通交付税)} - \text{基準財政需要額に算入された元利償還金等}}$$

## 2. 実質公債費比率の趣旨

地方債協議制度において、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずることとされている。実質公債費比率は、この「元利償還費」を測る水準として、標準的一般財源の規模に対する実質的な公債費相当額の割合を測る指標として、従来の起債制限比率に厳格化、透明化の観点から一定の見直しを行い、新たに導入したものの。

なお、主な見直しのポイントは以下のとおり。

- 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入
- PFI や一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの一統
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映

## 3. 地方債協議制度における早期是正措置の仕組み

実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し引き続き許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

※ 18%の考え方

従来、起債制限比率が14%以上の団体には公債費負担適正化計画の策定が求められていたが、これと同水準の団体が許可団体となることを想定(実質公債費比率の仮試算においては起債制限比率に比して概ね4%程度高くなっている。)

## 4. 早期是正スキーム・再生スキームにおける取扱い(論点)

- ・ 現行の地方債協議制度において地方公共団体の実質的な公債費相当額の水準を捉えることにより財政の健全性を測る指標として使用しており、早期是正スキーム・再生スキームにおいても使用することが考えられる。
- ・ 地方債協議制度において、実質公債費比率に応じて、段階的に起債制限を行っていることとの関係上、早期是正スキーム、再生スキームにおける基準をどのように設定すればよいか。

5. 実質公債費比率の状況（平成18年7月28日（都道府県・政令指定都市）、平成18年8月29

日（市町村）地方債課公表ベース（速報）

・実質公債費比率が18%以上の団体

都道府県	4 団体 北海道、長野県、兵庫県、岡山県																																																																																																																																																																																																				
政令指定都市	8 団体 仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市																																																																																																																																																																																																				
市町村	406 団体																																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>18%未満 A</th> <th>18%以上 B</th> <th>B/(A+B) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>111</td><td>68</td><td>38.0</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>19</td><td>21</td><td>52.5</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>24</td><td>11</td><td>31.4</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>29</td><td>6</td><td>17.1</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>19</td><td>6</td><td>24.0</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>18</td><td>17</td><td>48.6</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>43</td><td>18</td><td>29.5</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>40</td><td>4</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>31</td><td>2</td><td>6.1</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>32</td><td>7</td><td>17.9</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>67</td><td>3</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>47</td><td>8</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>60</td><td>2</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>31</td><td>2</td><td>6.1</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>26</td><td>9</td><td>25.7</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>12</td><td>3</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>9</td><td>10</td><td>52.6</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>16</td><td>1</td><td>5.9</td></tr> <tr><td>山梨県</td><td>23</td><td>5</td><td>17.9</td></tr> <tr><td>長野県</td><td>56</td><td>25</td><td>30.9</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>39</td><td>3</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>35</td><td>6</td><td>14.6</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>60</td><td>2</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>27</td><td>2</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>23</td><td>3</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>19</td><td>8</td><td>29.6</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>37</td><td>4</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>27</td><td>13</td><td>32.5</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>21</td><td>18</td><td>46.2</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>23</td><td>7</td><td>23.3</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>14</td><td>5</td><td>26.3</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>3</td><td>18</td><td>85.7</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>18</td><td>11</td><td>37.9</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>16</td><td>6</td><td>27.3</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>14</td><td>8</td><td>36.4</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>19</td><td>5</td><td>20.8</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>13</td><td>4</td><td>23.5</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>17</td><td>3</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>20</td><td>15</td><td>42.9</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>65</td><td>2</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>佐賀県</td><td>19</td><td>4</td><td>17.4</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>23</td><td>0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>44</td><td>4</td><td>8.3</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>18</td><td>0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>宮崎県</td><td>27</td><td>4</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>34</td><td>15</td><td>30.6</td></tr> <tr><td>沖縄県</td><td>33</td><td>8</td><td>19.5</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,421</td><td>406</td><td>22.2</td></tr> </tbody> </table>	団体名	18%未満 A	18%以上 B	B/(A+B) (%)	北海道	111	68	38.0	青森県	19	21	52.5	岩手県	24	11	31.4	宮城県	29	6	17.1	秋田県	19	6	24.0	山形県	18	17	48.6	福島県	43	18	29.5	茨城県	40	4	9.1	栃木県	31	2	6.1	群馬県	32	7	17.9	埼玉県	67	3	4.3	千葉県	47	8	14.5	東京都	60	2	3.2	神奈川県	31	2	6.1	新潟県	26	9	25.7	富山県	12	3	20.0	石川県	9	10	52.6	福井県	16	1	5.9	山梨県	23	5	17.9	長野県	56	25	30.9	岐阜県	39	3	7.1	静岡県	35	6	14.6	愛知県	60	2	3.2	三重県	27	2	6.9	滋賀県	23	3	11.5	京都府	19	8	29.6	大阪府	37	4	9.8	兵庫県	27	13	32.5	奈良県	21	18	46.2	和歌山県	23	7	23.3	鳥取県	14	5	26.3	島根県	3	18	85.7	岡山県	18	11	37.9	広島県	16	6	27.3	山口県	14	8	36.4	徳島県	19	5	20.8	香川県	13	4	23.5	愛媛県	17	3	15.0	高知県	20	15	42.9	福岡県	65	2	3.0	佐賀県	19	4	17.4	長崎県	23	0	0.0	熊本県	44	4	8.3	大分県	18	0	0.0	宮崎県	27	4	12.9	鹿児島県	34	15	30.6	沖縄県	33	8	19.5	合計	1,421	406	22.2
団体名	18%未満 A	18%以上 B	B/(A+B) (%)																																																																																																																																																																																																		
北海道	111	68	38.0																																																																																																																																																																																																		
青森県	19	21	52.5																																																																																																																																																																																																		
岩手県	24	11	31.4																																																																																																																																																																																																		
宮城県	29	6	17.1																																																																																																																																																																																																		
秋田県	19	6	24.0																																																																																																																																																																																																		
山形県	18	17	48.6																																																																																																																																																																																																		
福島県	43	18	29.5																																																																																																																																																																																																		
茨城県	40	4	9.1																																																																																																																																																																																																		
栃木県	31	2	6.1																																																																																																																																																																																																		
群馬県	32	7	17.9																																																																																																																																																																																																		
埼玉県	67	3	4.3																																																																																																																																																																																																		
千葉県	47	8	14.5																																																																																																																																																																																																		
東京都	60	2	3.2																																																																																																																																																																																																		
神奈川県	31	2	6.1																																																																																																																																																																																																		
新潟県	26	9	25.7																																																																																																																																																																																																		
富山県	12	3	20.0																																																																																																																																																																																																		
石川県	9	10	52.6																																																																																																																																																																																																		
福井県	16	1	5.9																																																																																																																																																																																																		
山梨県	23	5	17.9																																																																																																																																																																																																		
長野県	56	25	30.9																																																																																																																																																																																																		
岐阜県	39	3	7.1																																																																																																																																																																																																		
静岡県	35	6	14.6																																																																																																																																																																																																		
愛知県	60	2	3.2																																																																																																																																																																																																		
三重県	27	2	6.9																																																																																																																																																																																																		
滋賀県	23	3	11.5																																																																																																																																																																																																		
京都府	19	8	29.6																																																																																																																																																																																																		
大阪府	37	4	9.8																																																																																																																																																																																																		
兵庫県	27	13	32.5																																																																																																																																																																																																		
奈良県	21	18	46.2																																																																																																																																																																																																		
和歌山県	23	7	23.3																																																																																																																																																																																																		
鳥取県	14	5	26.3																																																																																																																																																																																																		
島根県	3	18	85.7																																																																																																																																																																																																		
岡山県	18	11	37.9																																																																																																																																																																																																		
広島県	16	6	27.3																																																																																																																																																																																																		
山口県	14	8	36.4																																																																																																																																																																																																		
徳島県	19	5	20.8																																																																																																																																																																																																		
香川県	13	4	23.5																																																																																																																																																																																																		
愛媛県	17	3	15.0																																																																																																																																																																																																		
高知県	20	15	42.9																																																																																																																																																																																																		
福岡県	65	2	3.0																																																																																																																																																																																																		
佐賀県	19	4	17.4																																																																																																																																																																																																		
長崎県	23	0	0.0																																																																																																																																																																																																		
熊本県	44	4	8.3																																																																																																																																																																																																		
大分県	18	0	0.0																																																																																																																																																																																																		
宮崎県	27	4	12.9																																																																																																																																																																																																		
鹿児島県	34	15	30.6																																																																																																																																																																																																		
沖縄県	33	8	19.5																																																																																																																																																																																																		
合計	1,421	406	22.2																																																																																																																																																																																																		
合計	418 団体（4 県、414 市町村）（速報ベース）																																																																																																																																																																																																				

# ストック指標について

## 1. ストック指標の導入の趣旨

＜新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）（9月25日）＞

ストック指標は、普通会計が直接負う債務のみならず、公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、普通会計が実質的に負担することとなる債務を捉えて、例えばこれを負債償還能力と比較した指標とすることを検討すべきである。また、指標の設計に当たっては、その経年的な傾向も勘案する民間の取組を参考とすることも考えられる。

- ・ フロー指標のみを活用すると、フロー（毎年度の公債費、資金繰り等）の健全性は維持されるものの、実質的な負債（ストック）は増嵩している場合がある。
- ・ その実質的な負債が一定程度以上になれば、将来において多大な財源をその償還に充てなければいけない危険性が高くなるが、それはフロー指標では把握できないため、ストック指標を導入することが必要である。

## 2. ストック指標の検討例

（「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」（平成17年3月））

＜財政規模に対する将来負担の大きさを表す指標＞

$$\text{①将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{標準財政規模}}$$

＜財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標＞

$$\text{②将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{（経常一般財源等} - \text{（経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分））}$$

＜財政余力に対する将来負担の年度当たり返済見込額の大きさを表す指標＞

$$\text{③単年度財政余力比率} = \frac{\text{（将来負担額} - \text{充当可能資産額）} \div \text{平均残存年数}}{\text{（経常一般財源等} - \text{（経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分））}$$

②③の経常一般財源等＝経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債

### 3. ①～③の例についての検討

- ・ ③は、平均残存年数を用いており、例えば将来負担額に、退職手当支給予定額など、未返済期間が明確でない将来負担を含める場合には活用が困難ではないか。
- ・ ①と②については以下のような特徴があるのではないか。

	①将来負担比率	②将来負担返済年数
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）という定着した概念に対する将来負担であり、「年収の何倍の借金」といった理解がしやすい。</li> <li>・ 指標を好転させるためには、<u>起債など将来負担（分子）の抑制</u>しか方法がなく、<u>比較的長期間が必要</u>。</li> <li>・ つまり、<u>経常経費の削減により、償還財源を増加させるインセンティブが働かない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分母の意味合いは、単年度収入のうち将来負担の返済に充当可能な資金（実際の償還能力の目安）である。</li> <li>・ 指標を好転させるためには、<u>将来負担の抑制のみならず、公債費等以外の経常経費（分母）の削減</u>によることができるため、<u>比較的短期間で可能</u>。</li> <li>・ つまり、<u>経常経費の削減により、償還能力を向上させるインセンティブが働く。</u></li> </ul>